

条例等立案表

<p>題名 徳島県文化の森総合公園文化施設の観覧料及び使用料徴収規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 文化の森振興本部</p>
	<p>担当者名 板東 宏典</p>
	<p>電話番号 六六八一一一一</p>
<p>制定理由 消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額の適正化を図る等の必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 用具の使用料の額を改めることとした。 二 十六ミリ映写機及び同時通訳設備の使用料を廃止することとした。 三 この規則は、平成二十六年四月一日から施行することとした。 四 一について、所要の経過措置を講ずることとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号) 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年徳島県条例第号)</p>	<p>考 備</p>
<p>法規審議委員会 要 否 <input checked="" type="checkbox"/></p>	

徳島県規則第 号

徳島県文化の森総合公園文化施設の観覧料及び使用料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県文化の森総合公園文化施設の観覧料及び使用料徴収規則の一部を改正する規則

徳島県文化の森総合公園文化施設の観覧料及び使用料徴収規則（平成二年徳島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「六七〇円」を「六八〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二八〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六六〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に改め、十六ミリ映写機の項及び同時通訳設備の項を削り、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に利用の許可を受けている用具の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

改正案

現行

別表（第二条関係）

区 分	単 位（午前、午後又は夜間）	金 額
テープレコーダー	一式	六八〇円
プレーヤー	一式	六八〇円
大型ステージスピーカ	一式	一、三三〇円
小型ステージスピーカ	一式	一、三三〇円
跳ね返りスピーカ	一式	六八〇円
マイク	一本	五八〇円
ワイヤレスマイク	一本	一、二八〇円
上部背景幕照明	一列	五八〇円
下部背景幕照明	一列	五八〇円
フットスポット	一台	二五〇円
サイドフアロースポット	一台	五八〇円
ピンスポット	一台	一、六六〇円
演台	一卓	六八〇円
司会者用演台	一卓	二五〇円
花台	一式	三三〇円
ピアノ	一台	一、八三〇円
(削除)		
(削除)		
ビデオ装置	一式	一、一六〇円
講師用机	一卓	二五〇円
電源設備	持込器具の定格消費電力一キロワット（一キロワット未満の端数は一キロワットとする。）	二〇〇円

別表（第二条関係）

区 分	単 位（午前、午後又は夜間）	金 額
テープレコーダー	一式	六七〇円
プレーヤー	一式	六七〇円
大型ステージスピーカ	一式	一、三〇〇円
小型ステージスピーカ	一式	一、三〇〇円
跳ね返りスピーカ	一式	六七〇円
マイク	一本	五七〇円
ワイヤレスマイク	一本	一、二五〇円
上部背景幕照明	一列	五七〇円
下部背景幕照明	一列	五七〇円
フットスポット	一台	二五〇円
サイドフアロースポット	一台	五七〇円
ピンスポット	一台	一、六二〇円
演台	一卓	六七〇円
司会者用演台	一卓	二五〇円
花台	一式	三二〇円
ピアノ	一台	一、七八〇円
十六ミリ映写機	一台	三、一〇〇円
同時通訳設備	一式	三、一七〇円
ビデオ装置	一式	一、一〇〇円
講師用机	一卓	二五〇円
電源設備	持込器具の定格消費電力一キロワット（一キロワット未満の端数は一キロワットとする。）	二〇〇円

